

## 川崎市DOTS実施要綱

### (事業の目的)

第1条 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第53条の14及び第53条の15に基づき、結核患者に確実に抗結核薬を服用させることにより結核のまん延を防止するとともに、多剤耐性結核の発生を予防することを目的とする。

### (実施主体及び協力機関)

第2条 実施主体及び協力機関等は、事業を効果的に推進するため緊密な連携を図る。

#### (1) 実施主体

川崎市

#### (2) 協力機関

- 1) 社団法人川崎市医師会
- 2) 社団法人川崎市病院協会
- 3) 社団法人川崎市薬剤師会
- 4) 社団法人川崎市看護協会
- 5) 川崎市立井田病院
- 6) 県内の結核病床を有する病院
- 7) 結核指定医療機関

### (対象者)

第3条 本事業における対象者は川崎市に登録された結核患者とする。

### (事業の内容)

第4条 厚生労働省通知「結核患者に対するDOTS（直接服薬確認療法）の推進について」（平成16年12月21日健感発第1221001号）を基本に、対象者に対して、服薬中断のリスクを評価した上で個別患者支援計画を作成し、患者の状況に応じて弾力的に服薬支援を行う。また、協力機関等との連携を図り、個別患者支援計画の作成・見直し、及び治療成績評価や地域における服薬支援方法の評価を行う。

### (入院中の院内DOTS)

第5条 井田病院において、入院中の喀痰塗抹陽性肺結核患者に対して、薬剤師又

は看護師による直接服薬確認を行う。

- 2 退院後の地域DOTS（地域における服薬支援）に結び付けるため、井田病院と保健所により、DOTSカンファレンス（個別患者支援計画の作成・見直し）を実施する。

（地域DOTSの計画）

第6条 保健所は服薬中断のリスクを評価し、対象者と面談した上で対象者の状況に応じた個別患者支援計画を作成する。作成にあたっては、支援頻度・支援内容・支援場所・服薬支援者を明記する。

- 1) 支援頻度 A：治療中断のリスクが高い患者（服薬確認：原則毎日）  
B：服薬確認が必要な患者（服薬確認：週1～2回以上）  
C：A・B以外の患者（服薬確認：月1～2回以上）
- 2) 支援内容 ①直接服薬確認②薬殻確認③服薬手帳の確認④電話等による連絡
- 3) 支援場所 1保健所 2自宅 3薬局 4その他
- 4) 服薬支援者
  - ① 保健所：保健師・看護師・補助職員（臨時職員・非常勤職員）
  - ② 福祉事務所：ケースワーカー
  - ③ 協力機関：保健師・看護師・薬剤師・訪問看護師・在宅介護支援センター職員・訪問看護ステーション看護師・ヘルパー・施設職員・衛生管理者

2 保健所は、服薬支援者が行う服薬確認について監督指導する責任を持つ。

3 保健所は、対象者の状況の変化等により、対象者及び服薬支援者と協議の上、支援計画の見直しを図る。

（地域DOTSの実施）

第7条 服薬支援者は個別患者支援計画に従い、地域DOTSを実施する。

2 保健所は服薬支援者の質の向上を図るために定期的な研修等を行う。

3 川崎市は地域DOTSを推進するために必要な対象者の情報について、対象者に対して説明し同意を得た上で、結核菌検査情報調査及び患者通院状況調査等を行う。その際に協力機関及び神奈川県等と連携を図る。

(治療成績評価と地域DOTS実施方法の評価)

第8条 保健所においてコホート検討会を実施し、治療成績の評価、予防可能例の検討及び地域DOTS実施方法の評価等を行う。複数の保健所が合同で開催することも可能である。

(その他)

第9条 本要綱に定めるもののほか、本事業の実施にあたって必要な事項は、実施主体及び協力機関が協議して対応する。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この改正要綱は、平成19年4月1日から施行する。